

インボイス制度(適格請求書等保存方式)②

3. その他の経過措置

・小規模事業者の納付の特例

本来免税事業者であった者が適格事業者登録をした、あるいは課税事業者選択をした場合には課税売上高にかかる消費税額の8割控除(2割納付)とすることができる(令和8年9月30日まで)

・少額仕入れに関するインボイス保存不要の特例

基準期間の課税売上高が1億円以下、または特定期間の課税売上高が5,000万円以下である事業者については、1万円未満の課税仕入れについてインボイス保存不要(令和11年9月30日まで)

4. SPC及び不動産取引における留意点

・請求書がない場合の対応

契約書と通知書をあわせて保管、及び通常の帳簿記載事項で仕入税額控除に対応

・代理発行・媒介者交付特例

適格請求書発行事業者から委託等を受けた第三者がインボイス交付することができる制度

・組合のインボイス発行

組合員全員が適格請求書発行事業者である場合に限り、組合事業のインボイス発行ができる

・宅建事業者の特例

インボイス不要(帳簿への記載のみ)で取得不動産について仕入税額控除が可能